

2015年9月24日

仙台市障害者施策推進協議会 御中
会長 阿部一彦 様

条例の会仙台 代表 杉山裕信

仙台市障害者差別禁止条例(仮称)についての意見

1. 相談機関について、位置づけや組織などを明確に条例で規定してください

協議会での議論で、相談機関については、「相談しやすく、身近な場であってほしい」「障害者の立場に立って親身に話を聞いてくれる場であってほしい」「中立な立場で対応すべき」「相談に応じる時に、基準やアドバイスが受けられるようにしたほうがいい」など、様々な意見がありました。

さらに、現状の相談支援体制についての的確な問題提起と指摘がありました。これらの意見を踏まえ、あらたな価値観のもとで、障害者差別に対応すべく相談機関を設けてください。

基礎資料として集められた 500 余にのぼる事例を解消しうる仕組みをつくらなければなりません。

素案の「仙台市が対応する」という内容には強い懸念を抱かざるを得ません。それは、中立・公平を是とする行政が特殊な対立構造となり得る差別問題について対応しきれるか、解決し得るのかという懸念です。公正・公平はともすれば、他の者との平等という概念と相反する場合もあるように思うからです。

2. 条例に見直し規定を設けてください

障害者差別解消法にも 3 年後の見直し規定が設けられています。これは 3 年を期間としてモニタリングをするという意味でもあり、3 年後を目指して差別の解消に集中的に取り組むという意志の表れでもあります。

仙台市においても条例制定後の情勢変化をモニタリングするためにも一定の目標期間が不可欠です。それは法律を後追いするだけでなく、市としての差別をなくすという強い意志の表明であります。

具体的には、事業者の合理的配慮の提供を義務化するかどうかの判断が大きなものであろうと思います。

3. 条例案を施策推進協議会に提示してください

今後、条例はまとめ及び素案の形で市議会に上程されます。その後、条例案の形になりますが、議会へ上程されるタイミングで、協議会へ提示してください。これまで協議した答申の内容が条例案にしっかり反映されているかどうかを、協議会で確認させてください。議論したことがどのように条例となるのかは最大の関心事であり、責任もあります。

4. 条例の名称について

条例の名称は、条例の顔ともいうべく非常に重要なものです。協議会において様々な意見が出されたところですが、協議会としての方針をまとめてください。

条例の会としてはあらためて差別の『禁止』を提起したいと思います。

5. 「障害」の表記について

障害の表記についても様々な意見がありました、一般的に使われている「障害」に意見が集約されつつありますが、なぜこの表記を用いるのかを明記してください。

6. 補助・助成の制度を設けてください

社会的障壁の除去を目的として、事業所等が改修等を行う場合に、調査・あっせん機関と仙台市の協議により、その費用の全部または一部を助成する制度を設けてください。

以上

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(愛称:条例の会 仙台)
事務局

〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1 (CIL たすけっと内) 担当:杉山裕信

〔電話〕 022-248-6054

〔FAX〕 022-738-9501

〔Mail〕 jyoureisendai@gmail.com

〔Blog〕 <http://blog.canpan.info/jyourei/>